

令和7年
7月 改訂版



わくわく子育てブック

Happy



宮古島市 子育て支援課

みやこしまし 宮古島市

こそだ おう えん せん げん 子 育 て 応 援 宣 言

みやこしまし ゆた しぜん なか すこ せいちよう
宮古島市の豊かな自然の中で、こどもたちが健やかに成長する
ことは市民みんなの願いです。

しょうらい みやこしまし みらい きす そんざい
こどもは将来の宮古島市の未来を築くかけがえのない存在で
あり、安心してこどもを産み育てることのできる環境をつくり、
すこ そだ こそだ せだい ちいき ささ
こどもの健やかな育ちと子育て世代を地域で支えていくことは、
しみん たいせつ しめい
わたしたち市民みんなの大切な使命です。

みやこしまし こそだ しえん いっそうちゅうりよく
そのため、宮古島市として子育て支援により一層注力していく
かてい ちいき じぎょうしゅ ぎょうせい そりよく あ いったい
とともに、家庭や地域、事業者、行政が総力を挙げ一体となって
こそだ ささ みらい にな しょうらい みやこしまし
子育てを支え、未来を担うこどもたちが将来にわたって宮古島市
す つづ おも にほんいちこそだ しま
に住み続けたいと思えるような、「日本一子育てのしやすい島」を
めざ せんげん
目指すことを、ここに宣言します。

令和7年4月24日

みやこしましちょう
宮古島市長

嘉数 登





子育て応援マップ	4
宮古島市子育て応援案内	6
宮古島市役所 1 階 子育て窓口案内図	8
赤ちゃんができた・生まれたら	10
感染症予防	11
手当・助成制度	12
保育所？認定こども園？幼稚園？どちらを選びますか？	19
公立保育園・公立幼稚園・公立認定こども園について	22
幼児教育・保育の無償化	24
認可保育所	28
●公立保育所	33
●法人保育所	37
●小規模保育施設	48
●事業所内保育施設	52
●家庭的保育施設	53
その他の保育施設	55
●認可外保育施設	55
●認可外保育施設（企業主導型保育施設）	56
●一時預かり事業	59
幼稚園	61
●宮古島市立幼稚園	61
●私立幼稚園	66
認定こども園	67
●公立認定こども園	67
●私立認定こども園	70
特別支援学校	73
●沖縄県立宮古特別支援学校	73
宮古島市子育て支援センター	74
児童館	78
こども食堂	82
放課後児童クラブ	83

病児・病後児保育施設	91
ファミリー・サポート・センター	94
子育て短期支援事業『ショートステイ』	95
子育て世帯訪問支援事業	96
宮古島市ひとり親家庭生活支援事業	97
沖縄県ひとり親家庭等日常生活支援事業	98
宮古島市ひとり親家庭等	
認可外保育施設利用料補助事業	99
沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業	100
JTAドーム宮古島	101
市立図書館	102
宮古島市総合博物館	104
～みーやからのお知らせ～	
もりもりたべて、元気な毎日!!	106
発達障がい児（者）支援室 ゆい	
～気になること・困っていることはありませんか？～	108
サポートノート「えいぶる」	109
女性の相談窓口	110
宮古配偶者暴力相談支援センター	110
子どもの相談窓口	111
沖縄県中央児童相談所宮古分室	111
児童家庭支援センターはりみず	112
宮古島市社会福祉協議会フードバンク んまんま	112
～あなたの勇気が子どもを、あなた自身を、ご家族を救います～	113
しつけってどうやればいいの？	114
出産後子育て中のママへ	115
相談窓口一覧	116
宮古島市AEDマップ	118
宮古島市子育てマップ	120
市が管理している公園一覧マップ	122
ここdeサーチ	124



子ども子育てに関する総合的な利用者支援

日々の子育ての中で、悩んだり迷ったりしていることはありませんか？
妊娠や子育て家庭のさまざまな相談や情報の提供に応じます。

宮古島市役所子育て支援課 利用者支援担当 ☎0980-72-3751

子育て応援マップ(結婚～小学校入学)

問い合わせ 宮古島市役所 ☎0980-72-3751

●手厚いサポートをしておこう！

※サポートを受けるには所得制限等、条件がある場合があります。詳しくは担当部署にお問い合わせください。

不妊治療を応援

不妊治療に係る渡航費等
一部助成 **回数制限なし**

健康増進課 16 頁

新婚生活を応援

住居賃借費用・リフォーム費用・引越費用を
補助夫婦共に婚姻時点の年齢が
39歳以下 **50万円**
29歳以下 **80万円**
ミヤーク新婚ライフサポート事業

地域振興課 16 頁

妊娠中のサポート

妊婦健診 **14回分を**
一部公費負担
多胎はさらに **5回追加**

家庭保健課

国民健康保険税
産前産後期間相当分
4ヶ月分免除
多胎は**6ヶ月分免除**

国民健康保険課

2回の給付金

妊娠時 **5万円**
妊娠8ヶ月以降 **5万円×胎児の数**
妊婦のための支援給付金

家庭保健課 6 頁

赤ちゃん誕生！

出産した時に **50万円**の支給
出産育児一時金

国民健康保険課 17 頁

お祝い金の支給

第1子・第2子 **3万円**
第3子以降 **5万円**の祝金
出産祝金

子育て支援課 14 頁

子育て支援センター

子どもと一緒に無料で利用できる施設
が5カ所子育てに疲れた時も、子育て
が楽しい時も、いつも寄り添ってくれる
支援員がいます。
妊娠中から利用できます。

子育て支援課 74 頁

保育園・幼稚園入園

3歳児クラス以上と0～2歳児クラスの
非課税世帯は**保育料無料**

公立保育所等の給食(副食費)
にかかる費用が**無料**

中学生以下4人以上の世帯は
認可保育園の**保育料無料**

こども未来課 24 頁

予防接種

子どもの定期予防接種は全て**無料**
インフルエンザの予防接種
無料 / 1歳～中学3年生
(10/1～2/28)

健康増進課

医療費の安心サポート

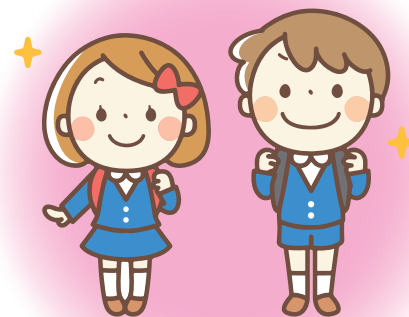
入院・通院とも中学校卒業まで
保険診療分は無料
こども医療費助成制度

子育て支援課 13 頁

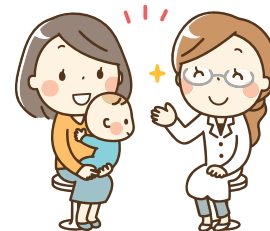
定期的なサポート

3歳まで **1万5千円 / 月**
翌月以降高校卒業まで **1万円 / 月**
第3子以降は **3万円 / 月**
児童手当

子育て支援課 12 頁



小学校入学



結婚

妊 娠 期

妊婦初回産科受診料支援事業

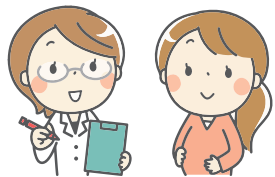
初回受診料の一部又は全額を助成する 16 頁

妊婦健診

医療機関等で行う妊娠期14回分の健診を一部公費負担
※多胎妊娠の場合、5回分追加。

マタニティスクール

妊娠・出産・育児に関する教室。 10 頁



出産・産後期

産婦健診

医療機関等で行う産後2週間、産後1カ月の健診を一部公費で負担。(最大2回)

出産育児一時金

国民健康保険に加入の方が出産したときに 50 万円の支給。 17 頁

産後ケア

産後1年以内のお母さん等に対して、心身のケアや育児サポート等を実施。
(宿泊型・通所型・訪問型) 18 頁

出産祝金

出生時の父母で出産予定日の1年前から住所を有する方で市税等の滞納のない方は第1子、第2子に3万円、第3子以降には5万円の祝い金を交付。 14 頁

新生児聴覚検査

出生後に医療機関で実施する新生児聴覚検査費用の一部を助成。
(助成金3千円) 17 頁



母子手帳 (親健康手帳) の交付

病院で妊娠が確認出来たら、妊娠証明書を発行してもらい、それをもとに交付。 10 頁

*妊婦のための支援給付金
5万円

すべての妊婦や子育て家庭が、安心して出産・子育てが出来るよう、妊娠期から子育て期の家庭に伴走しながら相談を行う

妊娠中の相談

妊娠・出産・育児に関する相談を実施。訪問・来所・電話いずれも可。
※妊娠8ヵ月面談: 対象妊婦に対して案内実施。 10 頁

こんにちは 赤ちゃん訪問

保健師、母子保健推進員等が、赤ちゃんが生まれた全てのお宅へ訪問し育児や産後の相談に応じる。 10 頁

*妊婦のための支援給付金
5万円/胎児の数(流産・死産も含む)

伴走型相談支援

子育てのお手伝い

- 一時預かり事業 59 頁
- 子育て支援センター 74 頁
- ファミリーサポートセンター 94 頁
- 子育て世帯訪問支援事業 96 頁



子どもの遊び・学び・育ちを応援

子どもの居場所

- JTAドーム 101 頁
- 図書館 102 頁
- 博物館 104 頁
- 児童館 78 頁
- こども食堂 82 頁
- 放課後児童クラブ 83 頁

離島住民を応援

子どもの飛行機運賃の一部が補助される

- 沖縄県離島住民等 交通コスト負担軽減事業 100 頁



乳児期・幼児期

出生から5~6歳

安心子育ての応援

子育て相談

健康・育児に関する相談。訪問・来所・電話いずれも可。 10 頁

乳幼児健診

母子保健法等に基づく健診。集団健診。
対象: 4ヵ月児、10ヵ月児、1歳半児、3歳児。 10 頁

赤ちゃん広場

育児や産後に関する知識や情報の共有、親子の交流の場。 10 頁

2歳児歯科健診

歯科健診および歯科予防におけるフッ化物塗布を個別健診で行う

予防接種

生後2ヶ月からの市指定医療機関で定期予防接種を無料で受けられます。 11 頁
インフルエンザ予防接種無料(1歳~中学生まで)

児童手当

高校卒業までの児童を養育している方が受給(3歳の誕生月までは1万5千円/月 翌日以降1万円/月) 12 頁

未就学児聴覚診療等渡航費助成事業

本市以外での診療が必要と認められた未就学児等に対し渡航費等の一部を助成 17 頁

こども医療費助成制度

宮古島市に住所を有し健康保険に加入している中学3年生までのこどもの保険診療医療費自己負担分の助成。 13 頁

ブックスタート

0歳児に本のプレゼント。 103 頁



保育園・幼稚園等を利用する家庭の応援

幼児教育・保育の無償化

3歳児クラス以上の児童と0歳から2歳児クラスの非課税世帯の児童は保育料が無料。 24 頁

幼児教育の段階的無償化

年収約360万円未満相当の世帯については算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され第2子が半額、第3子以降は無料。

給食費の無償化

保育園等の給食にかかる費用の無償化。

多子世帯保育料軽減措置

同じ世帯の2人以上のお子さんが市内の認可保育園・公立幼稚園等を利用している場合は認可保育施設に在園している2人目のお子さんの保育料は半額、3人目以降のお子さんの保育料は無料。

宮古島市単独の多子軽減措置事業

同じ世帯に中学生以下の子が4人以上いる場合は認可保育園等に通っているお子さんの保育料が無料。

病児病後児保育施設

急な病気や、保育園・幼稚園、こども園、小学校に行けないお子さんをお預かりします。 91 頁

児童・生徒

学校給食の無償化

市内 小・中学校の給食にかかる費用が無料。

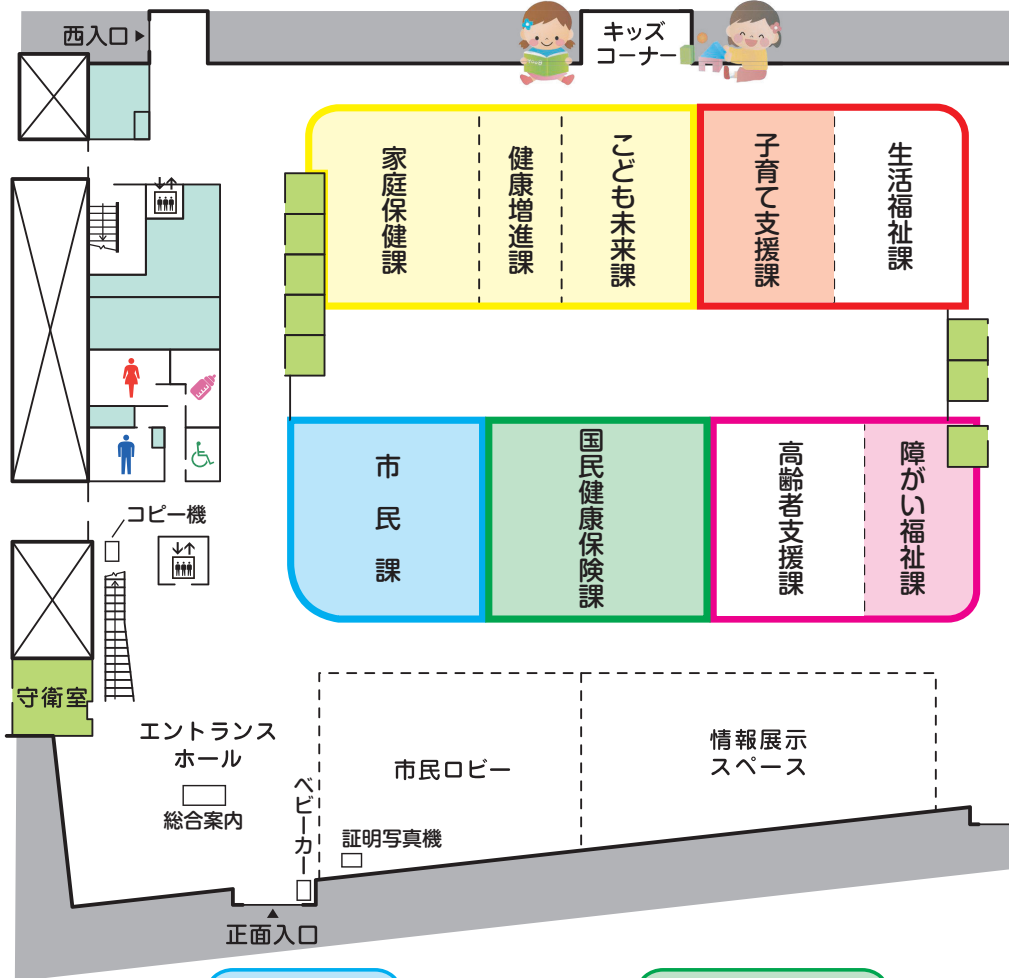


文化・スポーツ活動を応援

子どもの派遣にかかった費用の一部が助成される

- 宮古島市児童生徒選手派遣助成金
- 【対象】宮古島市立小・中学校および市内の県立学校
- 【お問い合わせ】各学校または学校教育課

宮古島市役所 1 階 子育て窓口案内図



市民課

出生届 戸籍 住民票
離島住民割引運賃カード
マイナンバー
年金
沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業

国民健康保険課

国民健康保険
出産育児一時金

健康増進課

予防接種
宮古島市難病等に係る渡航費の一部助成

こども未来課

保育園
こども園
幼稚園（書類提出窓口）
＊詳細については学校教育課（庁舎3階）

地域振興課

ミヤーク新婚ライフ
サポート事業

職員専用

自販機コーナー

会計課

納税課

税務課

金融窓口

ATM

地域振興課

東入口

バス停

障がい福祉課

児童発達支援・放課後等デイサービス
保育所等訪問 居宅介護 短期入所
軽度・中度難聴児補聴器購入助成
補装具／日常生活用具等支給
障害手帳 療育手帳
宮古島市重度障害者（児）等の渡航費等助成

家庭保健課

伴走型相談支援
・母子手帳の交付
・妊娠中の相談（妊娠8ヶ月面談）
・こんには赤ちゃん訪問
・子育て相談
マタニティスクール
産後ケア事業
赤ちゃん広場
乳幼児健診
2歳児歯科健診
妊婦初回産科受診料支援事業
妊婦健診・産婦健診
新生児聴覚検査
妊婦のための支援給付金
未熟児養育医療
未就学児聴覚診療等渡航費助成事業
子育て世帯訪問支援事業
ショートステイ
子どもの居場所
児童相談
女性相談

子育て支援課

児童手当 こども医療費助成 出産祝金
児童扶養手当 母子父子家庭等医療費助成
特別児童扶養手当
子育て支援センター 児童館
放課後児童クラブ
一時預かり事業 病児病後児保育
ファミリーサポートセンター
ひとり親家庭等日常生活支援事業
ひとり親家庭等認可外保育施設利用補助事業
ひとり親家庭等生活向上事業
母子父子寡婦福祉資金貸付金
宮古島市ひとり親高等職業訓練促進給付金事業
宮古島市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

赤ちゃんができたら・生まれたら



●お問い合わせ先●

宮古島市役所 家庭保健課 母子保健係
(こども家庭センター) ☎ 0980-73-4572

赤ちゃんができたら

- 親子健康手帳（母子手帳）の交付（※予約制）**
病院で妊娠が確認できたら、妊娠を証明できるものをご持参ください。
妊婦健診受診票・産婦健診受診票を併せて交付します。
- 妊婦の相談**
妊娠・出産・育児に関する相談を受け付けています。
- マタニティスクール（※予約制）**
妊娠・出産・育児について保健師、栄養士などと共に学びます。また、他の妊婦さんとの交流の場となっています。
- 妊娠8か月面談（※面談は予約制）**
アンケートを基に、妊娠・出産・子育てに関する相談等を行います。
対象者へはお手紙を送付します。



赤ちゃんが生まれたら

- こんにちは赤ちゃん訪問**
保健師・母子保健推進員等が赤ちゃんの生まれた全ての
お宅に訪問し、育児や産後の相談に応じます。
- 赤ちゃん広場（※予約制）**
育児や産後に関する知識や情報の共有、親子の交流の場
(※対象者にはご自宅に通知を郵送します。)
- 4ヶ月児・10ヶ月児・1歳半児・3歳児健診**
日程、会場については個人通知します。集団健診となります。
- 2歳児歯科健診**
歯科健診及び歯科予防におけるフッ化物塗布を個別健診で行います。



●こども家庭センター●



令和6年4月1日開設
全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健、児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」を設置しました。ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

感染症予防



●お問い合わせ先●

宮古島市役所 健康増進課 ☎ 73-1978

集団接種

市が決定した日時・場所で接種を行います。
令和7年度において集団接種の予定はありません。

個別接種

病院（指定医療機関）で、本人が接種可能な日に個別で接種をします。

予防接種の種類		対象年齢
ロタウイルス	ロタリックス	出生6週0日後～出生24週0日後
	ロタテック	出生6週0日後～出生32週0日後
B型肝炎		生後2ヶ月～1歳未満
5種混合（DPT、不活性ポリオ、ヒブ） 又は、4種混合（DPT、不活性ポリオ）		生後2ヶ月～7歳6ヶ月未満
小児用肺炎球菌		生後2ヶ月～5歳未満
ヒブ		生後2ヶ月～5歳未満
BCG		生後5ヶ月～1歳未満
MR1・2期（麻しん・風しん混合）		MR1期：1歳～2歳未満 MR2期：幼稚園年長児
水痘（水ぼうそう）		1歳～3歳未満
日本脳炎		1期：生後6ヶ月～ 生後7歳6ヶ月未満 2期：9歳以上13歳未満
DT		11歳以上13歳未満
子宮頸がん		中学1年生(13歳相当)～ 高校1年生(16歳相当)の女性

※宮古島市以外で予防接種を希望する場合(里帰り等)は
事前に申請が必要です。詳しくは 健康増進課まで。

手当・助成制度

●お問い合わせ先●

宮古島市役所子育て支援課 子育て給付係 ☎ 0980-72-3751

* R7.7.31現在の内容です。今後変更になることもあります。

手当・助成・就労支援等

●児童手当

高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方を対象に支給します。

支給内容（R6.10.1以降）

3歳の誕生日まで（第1子・第2子）	15,000円
3歳の誕生日翌月から高校生まで（第1・第2子）	10,000円
第3子以降は高校生まで	30,000円

支給月は、4月・6月・8月・10月・12月・2月（年6回）です。

※「第3子以降」とは、22歳年度末（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降を言います。ただし、18歳年齢到達した児童については、必要書類の提出などが必要になります。

※所得制限なし

●児童扶養手当

父母の離婚や死別などによるひとり親家庭や父または母にかわって児童（18歳に達する年度末までの子）を養育する人に支給します。支給月は5月・7月・9月・11月・1月・3月です。

支給内容（R7.4月分以降）

第1子	全部支給	46,690円
	一部支給	46,680円～11,010円
第2子以降 加算額	全部支給	11,030円
	一部支給	11,020円～5,520円

※一部支給は、所得に応じて決定されます。

●特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある20歳未満の子どもを養育している人に、その障がいの程度により手当が支給されます。

*所得制限あり

支給内容（令和7年4月～）

1級・・・児童1人につき	月額 56,800円
2級・・・児童1人につき	月額 37,830円

●こども医療費助成制度

宮古島市に住所を有し、健康保険に加入している中学3年生までのこどもを対象とし医療費の自己負担額（保険診療医療費）を助成する制度です。（※生活保護やその他の制度で助成を受ける事ができる人は除きます。）

・対象年齢

通院・入院とも0歳～中学校卒業（15歳到達後最初の3月31日）まで

※助成対象とならないもの

保険診療対象外（自費）の費用・保険外診療費・診断書や証明書料
健康診査料・おむつ代・ベット差額料・薬の容器代など

○『受給資格者証』発行手続きの流れ

赤ちゃんの誕生
または
宮古島市への転入



宮古島市子育て支援課にて
受給資格者証の
発行手続き

○受給資格者証の発行手続きに必要なもの

・対象児の名前が記載されている保険資格のわかるもの・保護者名義の預金通帳・印鑑

○助成方法

①現物給付方式

保険医療による医療費の自己負担分について、窓口で支払うことなく、無料で医療が受けられます。

②自動償還方式

医療機関の窓口で一旦お支払いすると、後日保護者の指定された口座へ自動振込となります。

③償還払い方式

県外で受診した場合または、①②方式が利用できなかった場合は、医療機関で一旦お支払いいただき、後日、子育て支援課の窓口にて申請することにより保護者の指定された口座へ振込いたします。

※宮古島市外へ転出の際は、子育て支援課窓口まで受給資格者証の返却をお願いします。資格喪失後に受給資格者証を使用された場合は、当該医療費を市に返還していただくことになりますのでご注意ください。

・#8000（小児救急電話相談窓口）を活用しましょう！

小さなお子さんをお持ちの保護者の方が、休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けた方がよいのか等判断に迷った時に、小児科医師・看護師への電話（#8000）による相談ができます。

【受付時間】平日／午後7時～翌朝8時まで

土日、祝日、年末年始／24時間対応（年末年始は12/29～1/3）

ご利用いただけない場合TEL098-888-5230から利用できます。

●出産祝金

宮古島市では同一世帯の出生児1人につき、第1子及び第2子は30,000円、第3子以降は、50,000円の祝金を交付します。交付対象者は出生児の父母（出産予定日の1年前から宮古島市に住所を有する方）で、交付申請期間は子が出生した日から1年以内（1歳の誕生日前日まで）となっています。

※但し、市民税、保育料等を滞納している場合は、祝金を交付されない場合があります。



●母子・父子家庭等医療費助成

【対象者】

宮古島市内に住所があり、医療保険に加入している次の者が対象になります。

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 父子家庭の父と児童
- ③ 養育者及び養育する父母のいない児童

*児童とは、18歳に到達した日の最初の3月31日までにある者をいいます。
(4月1日生まれの子童においては、前日3月31日まで。)

【助成の内容】

- ① 助成期間：対象児童が18歳到達後の最初の3月31日まで
- ② 助成範囲：保険診療による自己負担分から1000円を控除した額

*通院には、1人につき医療機関ごとに各月1,000円の一部負担金があります。



●ひとり親支援

○自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母や父子家庭の父の自立を支援するため、仕事に役立つ資格取得をサポートします。

指定教育訓練講座を受講し、終了した場合、受講料の60パーセントが支給されます。

※講座申込み前に必ず申請してください。
(指定教育訓練講座申込み後は受付できません。)

○高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父で、就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師や保育士、介護福祉士などの資格取得を目指すために、6ヶ月以上養成機関へ修業(上限4年)している方を対象に、生活の負担の軽減を図るため、「高等職業訓練促進給付金」として月額10万円(課税世帯は7万500円)を支給します。

※事前に必ずご相談ください。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の経済的自立と生活の安定と、児童の福祉向上を図るための貸付制度があります。

【対象者】

- ① 母子家庭の母又はその児童(20歳未満)
- ② 父子家庭の父又はその児童(20歳未満)
- ③ 寡婦(かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある方)
- ④ 40歳以上の配偶者のいない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の方(現に児童を扶養していない方)
- ⑤ 父母のいない児童



貸付金の種類 (12種類)

事業開始資金 事業継続資金 修学資金 技能習得資金
修業資金 就職支度資金 医療介護資金 生活資金
住宅資金 転宅資金 就学支度資金 結婚資金

【連帯保証人】

貸付金の種類によっては、連帯保証人を立てることによって、無利子で貸付を受けることが出来ます。また、連帯保証人を立てず有利子を選択することも可能です。詳しくは事前にご相談ください。

【その他】

貸付については、貸付資金の種類に応じて条件が異なります。申請してから決定まで時間を要しますので、詳しくはお問い合わせください。

- 宮古島市ひとり親家庭生活支援事業 97頁
- 沖縄県ひとり親家庭等日常生活支援事業 98頁
- 宮古島市ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業 99頁

●ミヤーク新婚ライフサポート事業

(問い合わせ 宮古島市役所 地域振興課 ☎0980-73-4905)

新婚世帯を中心に、住居取得・住居賃借費用・リフォーム費用・引越費用の補助を行います。

【対象者】

令和7年1月1日～令和8年2月28日の間に入籍し、夫婦ともに婚姻日時点の年齢が39歳以下の夫婦。

【申請期限】

令和8年3月4日(水)まで

補助金上限	
1世帯あたり	50万円
夫婦ともに29歳以下の世帯	80万円

令和7年4月1日～令和8年3月31日に支払った経費が対象となります。

※補助金交付対象は所得など一定の要件に該当する世帯です。

詳しい条件・内容については、宮古島市ホームページまたは地域振興課までお問い合わせください。

●宮古島市不妊治療等に係る渡航費等の一部助成

(問い合わせ 宮古島市役所 健康増進課 ☎0980-73-1978)

本市以外の医療機関で不妊治療(事実上の婚姻関係にある者も含む)、妊産婦健診または出産、不育症検査及び不育症治療を受ける方が、渡航をする際の航空運賃及び宿泊費の一部を助成し、経済的負担を軽減することを目的とした制度です。

支給対象は、宮古島市に居住し、かつ、住民基本台帳に登録された者で、医師が受診を認める者として(里帰り出産は対象外です)。

詳しくはお問い合わせください。

●妊婦初回産科受診料支援事業

(問い合わせ 宮古島市役所 家庭保健課 母子保健係 ☎0980-73-4572)

受診料の一部又は全額を助成することにより、妊婦の経済的負担軽減を図ります。また、妊婦の状況を把握し必要な支援につなげていきます。



●出産育児一時金

(問い合わせ 宮古島市役所 国民健康保険課 ☎0980-73-1973)

国民健康保険に加入中の方が出産したときは、その世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として原則50万円が支給されます。(産科医療保障制度加入病院に限る。それ以外は48.8万円。)一時金を直接出産費用に充てることができる「直接支払い制度」もあります。

※国保以外の保険に加入されている方は、その健康保険組合へお問い合わせください。

○出産育児一時金(直接支払制度)について

被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金が支給されます。(※妊娠85日以上(12週以上)の出産であれば、死産の場合でも支給されます。)

支給額・・・50万円(産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合)※自宅出産や産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は、48万8千円になります。

振込み予定日・・・申請月の翌月27日(土・日・祝日の場合はその直前の平日)

【申請に必要な書類等】

★国民健康保険の資格確認書 または 資格情報のお知らせ(分娩者)

★生まれたお子さんの親子健康手帳

★領収・明細書

★直接支払制度 合意文書

★印鑑(認印可) ※シャチハタは不可となります

★世帯主名義の通帳(写し可:金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人がわかるようにする)

！分娩費用が50万円を超えた場合、申請は必要ありません！

《産科医療補償制度》

通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性まひとなった赤ちゃんとそのご家族の経済負担を補償するため、一時金600万円と分割金が20年にわたり総額2,400万円、計3,000万円が補償金として支払われます。本制度の運営は、「公益社団法人 日本医療機能評価機構」が行っています。

●新生児聴覚検査事業

(問い合わせ 宮古島市役所 家庭保健課 母子保健係 ☎0980-73-4572)

出産後に、医療機関で実施する新生児聴覚検査費用の一部を助成(補助金3,000円)しています。

受診票交付は母子手帳交付と併せて行います。

島外で出産する方は別途手続きが必要になりますので、お問い合わせください。

●未熟児養育医療制度

(問い合わせ 宮古島市役所 家庭保健課 母子保健係 ☎0980-73-4572)

2000g以下の赤ちゃん、または、身体機能が未熟なため入院を必要とする児に対して、指定医療機関における医療費を公費で負担します。なお、所得に応じて自己負担金があります。

※入院中の申請が必須です。

●産後ケア事業

(問い合わせ 宮古市役所 家庭保健課 母子保健係 ☎0980-73-4572)

宮古島市に住所がある産後1年以内のお母さん等が対象です。市の契約施設において、心身のケアや育児サポート等を行い、産後の生活を支援する事業となります。助産師等に授乳や育児の相談をすることができます。利用する場合は事前に申請が必要です。詳しい内容については、お問い合わせください。

●小児慢性特定疾病に係る医療費助成

(問い合わせ 宮古保健所 地域保健班 ☎0980-72-8447)

小児慢性特定疾病の医療費の一部を公費で負担します。詳しくはお問い合わせください。

●育成医療

(問い合わせ 宮古市役所 障がい福祉課 ☎0980-73-1975)

現在身体に障がいがあるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる児童(18歳未満)で、手術などの治療によりその症状が軽くなると認められる場合に、その治療に要する医療費を一部支給する制度です。対象になる疾患や申請方法、制度についての詳しい内容等についてはお問い合わせください。

●未就学児聴覚診療等渡航費助成事業

(問い合わせ 宮古市役所 家庭保健課 母子保健係 ☎0980-73-4572)

聴覚異常の早期発見及び早期療育等のため、本市以外の医療施設等での診療等が必要と医師が認める未就学児等に対し、渡航費等の一部を助成します。

●宮古島市重度障害者(児)等の渡航費等助成

(問い合わせ 宮古市役所 障がい福祉課 ☎0980-73-1975)

重度障がい者(児)等が、本市以外の医療機関で障がいに起因する通院治療等を目的として渡航する際に、航空運賃及び宿泊費の一部、航空機内で使用するストレッチャー及び酸素ボンベの使用料を助成し、経済的負担を軽減することを目的とする制度です。令和2年10月より、対象者に育成医療の対象児童又は障害者総合支援法に基づく対象疾病の診断がある18歳未満の者、身体障害者手帳を所有する18歳未満の者が追加されました。

●宮古島市難病患者等に係る渡航費等の一部助成

(問い合わせ 宮古市役所 健康増進課 ☎0980-73-1978)

本市以外での医療機関で入院及び通院治療を余儀なくされている難病患者等が渡航をする際に、航空運賃及び宿泊費の一部、航空機内で使用するストレッチャー及び酸素ボンベ使用料を助成し、経済的負担を軽減することを目的とした制度です。支給対象は、宮古島市に居住し、かつ、住民基本台帳に登録された方で、沖縄県知事の発行する小児慢性特定疾病医療費助成給付証の交付を受けている方、医師より悪性新生物(がん)と診断を受けている方です。令和5年4月より難治性てんかんと診断された方も対象として追加されました。詳しくはお問い合わせください。



保育所?認定こども園?幼稚園? どちらを選びますか?

さて、突然ですが、みなさんに質問です。

お子さんが小学校就学前には、保育所、認定こども園、幼稚園、どちらに通わせたいですか?

『幼稚園は教育をするところ?』『保育所は保育をするところ?』というような捉えられ方もされがちですが、『幼稚園だから』『保育所だから』という区切りだけでは、本当に自分の子どもに合った園かどうかはわかりません。

ここでは、各施設の基本的な違いについてみてみましょう。

●保育所・認定こども園・幼稚園の基本的な違い

	保育所(2・3号認定)	認定こども園(1・2・3号認定)	幼稚園(1号認定)
目的	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する。	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する。
対象	0歳から就学前の保育が必要な児童(保護者の就労等による入所要件有り)	0歳から就学前の乳幼児入所(園)要件一部あり(2・3号認定は、公立保育所と同じ)(1号認定は宮古島市に居住する3歳児～5歳児)	満5歳から就学前の幼児(入園要件なし、一部4歳児受け入れ)
入所開始	4月1日	1号認定 幼稚園と同じ 2・3号認定 保育所と同じ	4月9日 (4月8日まで学年始休業日)
土曜保育	あり	1号認定 幼稚園と同じ 2・3号認定 保育所と同じ	なし
利用時間	7:30～18:30	1号認定 8:15～13:00 2・3号認定 保育所と同じ	8:15～12:00 (預かり保育利用者: ～18:00)
長期休業	なし	1号認定 幼稚園と同じ 2・3号認定 保育所と同じ	あり(夏休み、冬休みなど) ※1
昼食他	給食	給食	なし

※1 預かり保育利用あり(園指定の休園日あり)

●教育・保育の内容

保育士や幼稚園教諭は、その教育・保育の内容について、保育所は保育所保育指針、認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園は幼稚園教育要領に基づいて計画し実施しています。

保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領には3歳未満の乳幼児の保育に関わるねらい及び内容についての記述があるという違いはありますが、その他の特に幼児教育に関する部分で共通化が図られています。

例として、「言葉」という領域のねらいと内容をみてみましょう。

○保育所

(保育所保育指針)

第2章保育の内容

3.3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2)ねらい及び内容

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

(ア)ねらい

- ①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- ②人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- ③日常生活に必要な言葉が分かるようになると共に、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。



○認定こども園

(幼保連携型認定こども園教育・保育要領)

第2章ねらい及び内容

(4)「言葉」

経験した事や考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

1 ねらい

- (1)自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2)人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3)日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育教諭や友達と心を通わせる。



○幼稚園

(幼稚園教育要領)

第2章ねらい及び内容

言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

1 ねらい

- (1)自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2)人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3)日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。



指針の「保育士等」が「保育教諭」「教諭(先生)」と読み替えられる以外は全く同じです。

このほかにも、「健康」「人間関係」「環境」「表現」五領域全てにおいて、ほぼ同じです。つまり、保育所でも幼稚園と同じく教育に関わる活動を行っていますが就学前における教育活動については、遊びを通して学びの基礎(芽生え)を培う内容を重要視するため、なかなか「教育をおこなっている」とみることが難しいのです。

ですから、お子さんの就学前の教育活動について、保育所に通わせるか、幼稚園へ通わせるか、その判断は、保護者の就労等により、保育が必要な要件に該当するか否かだと考えることができます。

●幼稚園でも一日保育をしているの？



幼稚園でも一日保育を実施していると思われる方もいらっしゃると思います。

幼稚園は基本的に4時間程度の教育時間が設定され、教育時間終了後は降園となりますが、一部の園児は「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」を受けることができます。

いわゆる「預かり保育」というものです。

宮古島市では、預かり保育を利用する場合の要件が、保育所入所基準に準じています。

これは、認定区分の2号認定の要件に該当している子が、1号認定で幼稚園を利用しているという状態ですから、保護者が家庭にいる場合は利用できません。

これまでは、ほとんどの保育所で保育年限が4歳児まででしたので、地域の実情に応じて預かり保育が実施されてきました。

幼稚園の預かり保育は、

○毎日お弁当を持参(給食提供の義務づけが無いため)

○土曜日の預かり保育の実施は無い。

○各園で預かり保育を実施しない日が決められる場合がある。

○必ず4月1日から利用できるとは限らない。

といった、保育所・こども園との違いがあります。

「幼稚園・預かり保育」と「5歳児クラスのある保育所・こども園」とで利用の検討をする場合、上記の違いを参考にしてください。



＝沖縄の五歳児保育のふしぎ＝

沖縄の公立幼稚園のほとんどは、5歳児一年限の保育期間で、公立小学校に併設され、その小学校の校長先生が園長先生を兼務しています。

これは、戦後、米軍統治下時代の名残でしょう。

戦前は、幼稚園と言えば裕福な家庭の子が通う学校でしたが、戦後、米軍統治下のもと、アメリカ政府の補助により就学前のプレスクールの位置づけで幼稚園整備が進められました。

しかし、財政難のため補助は一年で打ち切られますが、その後も幼稚園普及が地域から根強く支持され、復帰後保育所整備と併せて幼稚園整備を行うも、財政的な負担が大きかったことから、

幼稚園では当面の間5歳児のみ受け入れを行うとされました。

この、「当面の間5歳児のみを受け入れる」が「小学校へ入学する前の一年間は幼稚園へ行く」という意識となり、今も根強く残っているようです。

全国的には、0～5歳で保護者が就労等で昼間保育できなければ保育所へ、3～5歳で集団教育を受けさせたい場合は幼稚園へ、という意識がスタンダードといえます。



公立保育園・公立幼稚園・認定こども園について

(法人保育所・認可外保育施設・小規模保育施設・家庭的保育施設・事業所内保育施設・私立幼稚園・私立認定こども園については各園にお問い合わせください)

	●公立保育所	●公立幼稚園		●公立認定こども園
開 所 日 時	【保育時間】 月～土 7:30～18:30 (延長あり) 休み 日曜・祝祭日等	幼稚園 月～金 8:15～12:00 休み 土日祝祭日、夏・冬・春期休業等	預かり保育 月～金 教育時間終了後～18:00 夏・冬期休業期 8:15～18:00 休み 土日祝祭日、その他園長が認める日	1号認定 月～金 8:15～13:00 休み 土日祝祭日、夏・冬・春期休業等
問い合わせ	こども未来課 保育こども園係 ☎0980-72-3751	学校教育課 指導係 ☎0980-72-3751	学校教育課 指導係 ☎0980-72-3751	こども未来課 保育こども園係 ☎0980-72-3751
教育・保育内容の基準	保育所保育指針に基づく保育(養護と教育)	幼稚園教育要領に基づく教育	幼稚園教育要領に基づく教育時間の時間外に行う教育活動	幼保連携型認定こども園教育・保育要領《保育所保育指針と幼稚園教育要領との共通化が図られている》
入園・入所の資格	宮古島市に居住する0歳～小学校就学前保護者が働いていたり病気の状態にあるなどのため、家庭において十分に保育ができない理由が認められること(保育所(園)入所基準 p30)	宮古島市に居住する5歳児(一部4歳児受入れあり)	保護者が働いていたり病気の状態にあるなどのため、家庭において午後の保育ができない理由が認められること(就労証明書等の提出が必要です。)	宮古島市に居住する3歳児～5歳児
職員の配置基準	0歳児クラスは3人に対して保育士1人 1・2歳児クラスは6人に対して保育士1人 3歳児クラスは15人に対して保育士1人 4・5歳児クラスは25人に対して保育士1人	5人以上35人以下のクラスに対して幼稚園教諭1人	25人以内のクラスに対して幼稚園教諭または保育士1人	0歳児クラスは3人に対して保育教諭1人 1・2歳児クラスは6人に対して保育教諭1人 3歳児クラスは15人に対して保育教諭1人 4・5歳児クラスは25人に対して保育教諭1人
昼 食	給 食	な し	弁当持参	給 食
職員の資格等	保育士(保育士資格) ※看護師、准看護師、幼稚園教諭 小学校教諭、養護教諭でも可能な場合有	幼稚園教諭 (幼稚園教諭免許)	保育士(保育士資格)、幼稚園教諭(幼稚園教諭免許)又は市町村長が行う研修を終了した者(ただし、担当職員の半数以上は、保育士資格または幼稚園教諭免許を有する者)	保育士(保育士資格)、幼稚園教諭(幼稚園教諭免許)併有
利 用 料	保護者の市民税課税額(所得割)により算定されます 3～5歳児クラスと0～2歳児クラスの住民税非課税世帯は無償化制度により無料	無 料	月額 5000円/おやつ代は別途徴収 通年利用/無償化制度により一部減額有り 一時利用/半日 400円 1日 800円	公立幼稚園と同じ

幼児教育・保育の無償化

●お問い合わせ先●

宮古島市役所こども未来課 保育こども園係 ☎0980-72-3751

2019年5月に「子ども・子育て支援法」が改正され、2019年10月から3歳児クラスから小学校入学前までと、2歳児クラス以下の住民税非課税世帯の子どもに対する幼児教育・保育の利用料が無償化されました。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳クラスから5歳クラスまでの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

- 私立幼稚園については、月額上限 25,700 円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
- 私立幼稚園については、無償化となるための認定や償還払いの手続きが必要となる場合がありますので、宮古島市こども未来課にご確認ください。

0歳から2歳クラスまでの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

- さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。本誌「認可保育所」の「保育所（園）入所基準」（30頁）をご覧ください。

幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 11,300 円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

(注) 一時利用に関しては、各幼稚園へお問い合わせ下さい。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。本誌「認可保育所」の「保育所（園）入所基準」（30頁）をご覧ください。

3歳クラスから5歳クラスまでの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。届出をしていない施設は無償化の対象外となります。（本誌掲載の認可外保育施設は無償化対象施設です。）

就学前の障がい児発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳クラスまでの利用料が無償化されます。

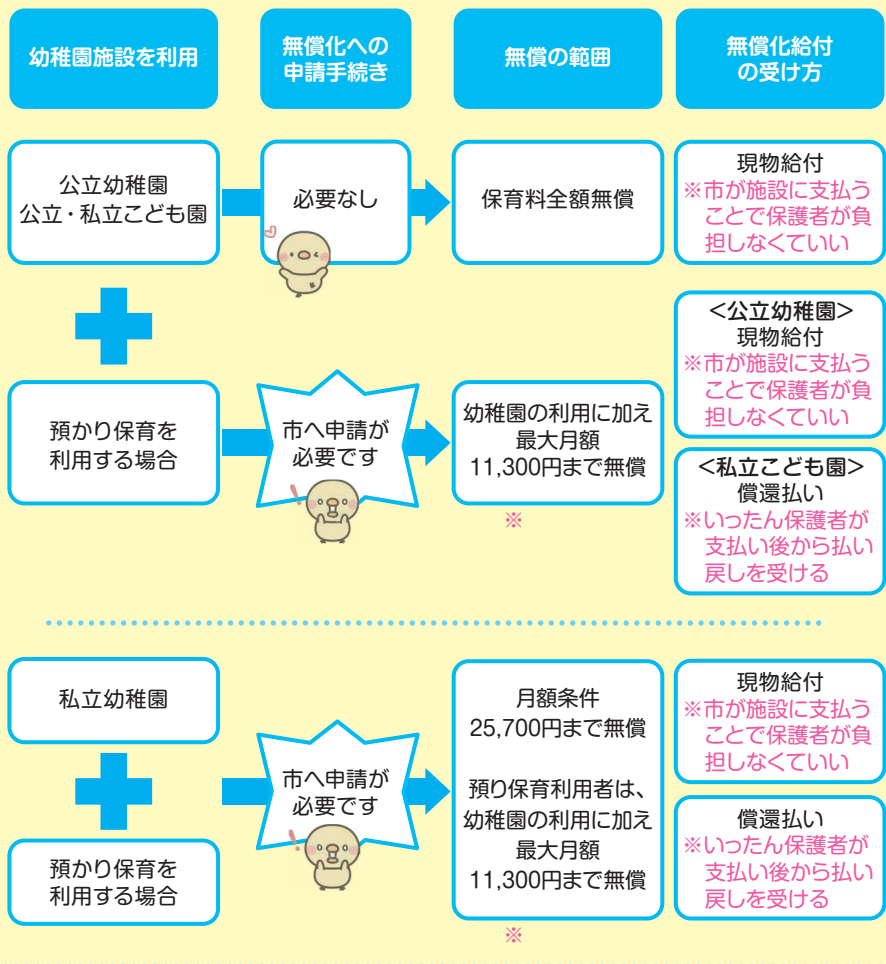
(お問い合わせは障がい福祉課自立支援給付係まで (TEL:0980-73-1975))

●幼児教育・保育料無償化の手続きについて

公立幼稚園や公立・私立保育施設の利用者は、無償化対象の手続きは不要ですが、私立幼稚園や認可外保育施設の利用者、施設は利用せず一時保育やファミリーサポート等の保育サービスの利用者については、無償化の申請によって、保育の必要性が確認できた児童が無償化対象となります。全ての申請者が認定されるとは限りません。

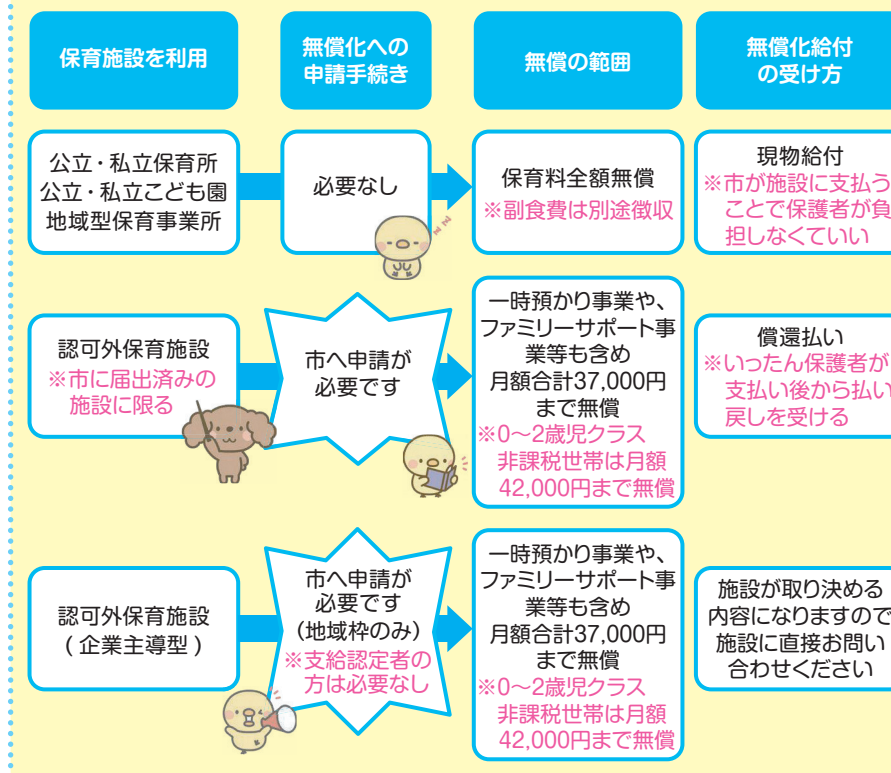
※公立幼稚園・私立幼稚園・こども園の預かり利用者は手続きは必要です。

①幼稚園施設を利用している児童

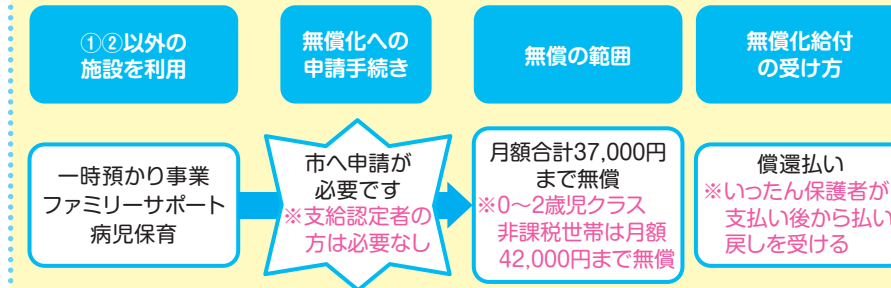


※公立幼稚園・私立幼稚園の預かり保育は、実際支払った保育料と月額450円×利用日数の金額を比較し、少ない額が無償化対象額となります。

②保育施設を利用している児童



①②以外の児童



認可保育所(園)

保育所(園)とは

●お問い合わせ先●

宮古島市役所こども未来課 保育こども園係 ☎0980-72-3751

●宮古島の保育所(園)

保育所(園)には認可保育所(園)と認可外保育園があります。認可保育所(園)は公立保育所と私立保育所(園)に分かれていますが、その中でも形態の違いによりさらに分けています。

※ここでご説明するのは認可保育所(園)になります。認可外保育園については直接その園へお問合せください。

認可保育施設

公立

保育所

東保育所 西城保育所
佐良浜保育所

認定こども園

下地こども園(2号・3号)
上野こども園(2号・3号)
伊良部こども園(2号・3号)

私立

保育所(園)

花園保育所 みつば保育園 聖ヤコブ保育園 あけぼの保育園 竹の子保育園
カンガルー保育園 ふたば保育園 ひばり保育園 あさひっ子保育園
おおぞら南保育園 いけむら保育園 光の園保育園 みく保育園 福寿保育園
ていだの子保育園 キッズハウスたんぼぼ保育園 はっぴい保育園
北保育園(※1) キッズたいよう保育園(※1) 福里保育園(※1)

小規模保育施設

入江保育園
ちゅうりっぷ保育園
ゆめの子保育園
めぐみ保育園
保育ルーム下里
とっこ保育園

事業所内保育施設

ぼっぼ保育園

家庭的保育事業所

ひまわり家庭保育ルーム
家庭的保育ルームくる
COSMIC保育園

認定こども園

はなそのこどもえん(2号・3号)
クララこども園(2号・3号)
いけむらこども園(2号・3号)
心愛こども園(2・3号)
ひより認定こども園(2号・3号)

認可外保育施設

Window ス留学センター アットホームこころ保育園(※2) うららか保育園(※2)
うららか保育園 bby(※2) たけあら保育園(※2) まつばら保育園(※2)

※1 公私連携型保育施設

※2 企業主導型保育施設

○認可保育施設について

保護者の就労や疾病の為、昼間、家庭において十分に保育をすることができない(保育を必要とする)児童を保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

※「子育てに手がかかるから」、「集団生活に慣れさせたいから」等の理由だけでは入所(園)できません。なお、宮古島市内には、公立・私立の2種類があります。

○小規模保育施設について

定員が少人数(6~19人)で満3歳未満の子どもを対象にした保育施設です。3歳児クラスからは提携する保育園に転園し、継続して保育を利用できます。保育士の配置数などの基準の違いでA型とB型に分類されます。

A型：保育従事者が全員保育士

B型：保育従事者の半数以上が保育士

○家庭的保育施設について

定員が少人数(5人以下)で満3歳未満の子どもを対象にした施設です。3歳児クラスからは提携する保育園に転園し、継続して保育を利用できます。

○認定こども園について

- ・幼保連携型認定こども園：幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持った施設
- ・保育所型認定こども園：認可保育所が幼稚園的な機能を持った施設

宮古島市では公立の認定こども園が3園、私立の認定こども園が5園あります。認定こども園の利用にあたっては、教育のみを希望する場合(1号認定)と教育と保育を利用する場合(2・3号認定)で申込先が異なりますので注意してください。

申込み先	支給認定区分	認定こども園利用料
認定こども園(私立)	1号認定	園の設定する必要経費+給食費+預かり費用(希望者のみ)
認定こども園(公立)	1号認定	園の設定する必要経費+給食費
市役所	2号認定	園の設定する必要経費+副食費
	3号認定	保育園保育料+園の設定する必要経費

※1号及び2号認定については、幼児教育・保育の無償化制度により保育料が無料となります。

※認定こども園(私立)については園の特別カリキュラムに係る経費が加算されます。
金額については園にお問い合わせください。

○公立幼稚園について

小学校就学前の幼児を対象に教育を行う学校です。

宮古島市では満5歳の幼児を対象としています。(一部の園では4歳児の受入を実施しています。)

申込みに関しては学校教育課にお問い合わせください。

●保育所（園）入所基準

対象となる児童は、宮古島市に住所を有し保護者（18歳以上64歳までの同居者を含む）が次のいずれかの事情にある0歳（おおむね生後3ヶ月）～5歳までの集団保育が可能な児童です。

すべての児童が無条件で入所できるわけではありませんので、入所基準等を十分確認されたうえでお申し込みください。

※0歳の受入月齢は、園によって異なります。

No.	保育を必要とする事由	保護者の状況	保育実施期間	保育必要量
1	就 労	ひと月において月64時間以上就労していること。	就労期間中	標準時間（月120時間以上就労） 短時間（月120時間未満就労）
2	妊娠・出産	妊娠中、または出産後の休養が必要であること。	産前3ヶ月 産後6ヶ月	標準時間 （産後は求職活動3ヶ月を含む）
3	疾病・障がい等	保護者が病気やケガ、または心身に障がいがある。	保護者の療養期間中	短時間
4	介護・看護等	親族を介護、または看護している。	親族の療養期間中	短時間
5	災害復旧等	災害の復旧にあたっている（震災・火災・風水害等）	災害復旧に要する期間	標準時間
6	求職活動	求職活動（起業の準備等を含む）を継続的におこなっていること。	90日間	短時間
7	就 学	大学や職業訓練校・専門学校等にかよっている。	就学期間中	申請内容により判断
8	虐待・DV	虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある	必要な期間	標準時間
9	育児休業（注1）	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要であると認められること。	育児休業対象児童が1歳6ヶ月になる月の末日まで	短時間
10	その他	市長が必要と認めるとき。	必要な期間	申請内容により判断

（注1）育児休業対象児童の入所が決定した場合は、入所後1ヶ月後までに復職することが条件となります。

※上記の基準に該当しない場合、基準に該当しているが定員に余裕がない場合は入所（園）できません。

※下記のような理由だけでは入所（園）することはできません。

- ・家計が厳しいため
- ・子育てに手がかかるから
- ・集団生活に慣れさせたいから
- ・幼稚園よりも預かってもらう時間が長いから 等

※障がいのある児童は、審査会を開き支援等についての審査を行います。

教育・保育給付認定（支給認定）について

認可保育所（園）の利用を希望する方は支給認定の申請を行い、「保育の必要性の認定（教育保育給付認定）」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は申請書類に基づき、児童の年齢や保育を必要とする事由に応じて宮古島市が行います。この認定を受けた方には宮古島市から「教育・保育給付認定証兼通知書」（支給認定証）が交付されます。

※認定証は、入所（園）承諾通知とは違います。この認定証が届いても必ずしも入所出来るわけではありません。

●支給認定の区分

実施年齢		保育の必要性	支給認定区分	利用できる施設
3～5歳 （教育認定）	なし	幼稚園等での教育を希望する場合	1号認定	・幼稚園 ・認定こども園（教育利用）
3～5歳 （保育認定）	あり	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	2号認定	・認可保育所 ・認定こども園（保育利用）
0～2歳 （保育認定）	あり	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	3号認定	・認可保育所 ・認定こども園（保育利用） ・小規模保育施設 ・家庭的保育施設

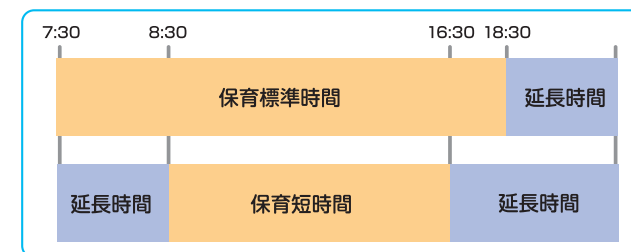
※2号・3号認定について、保護者が就労の場合、月64時間以上の勤務が対象となります。

●保育の必要量に応じた利用区分

2号・3号の支給認定を受けた方は、保育を必要とする事由（保育の必要量）と保護者の状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分されます。

★「保育標準時間（最大11時間）」：月120時間以上の就労等に適用

★「保育短時間（最大8時間）」：月64時間以上120時間未満の就労等に適用



※利用時間をこえた場合は延長保育となり、別途利用保育料が発生します。申込及び保育料等に関することは各保育所（園）にお問い合わせください。